

(案)

# 「避難行動要支援者名簿」の見直しと 平時の情報提供に関する同意確認の 実施について

本市では、風水害や地震などの災害が発生した際、ご自身で避難することが難しく、特に支援が必要な方々を支援するため、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

このたび、「名簿登載の基準の変更」と「平時に見守りなどで避難支援等関係者へ提供する名簿について同意確認」を実施します。

## I. 避難行動要支援者名簿とは

災害が発生した際、高齢者や障害者等の方々を支援するための名簿です。

## II. 名簿登載の基準の変更

次の要件に該当する方は「避難行動要支援者名簿」に自動的に搭載されます。

市内に在宅で生活し、災害発生時において、ご自身での避難が難しく避難行動をとることに特に支援が必要な方

### (1) 新たな登載基準

- ① 要介護1・2で独居の方
- ② 要介護3・4・5の方
- ③ 身体障害者1級・2級の方
- ④ 療育手帳Aの方

(案)

⑤精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級の方

⑥75歳以上のみの世帯の者や上記③～⑤に該当しない障害者・妊婦・2歳未満の

乳幼児・難病患者等で名簿登載希望者

(2) 名簿への登載情報

①氏名、②住所、③生年月日、④性別、⑤連絡先、⑥避難支援等を必要とする理由

(身体状況など)

### Ⅲ. 避難行動要支援者名簿の取り扱いの変更

(1) これまでの名簿の取り扱い

これまでは、対象者の方から「拒否の申し出」がない限り「避難行動要支援者名簿」に登載し、法により守秘義務が課せられている民生委員・児童委員に年1回提供し、災害に備えてきました。

(2) これからの名簿の取り扱い

避難行動要支援者名簿を2種類作成します。

①災害が発生したときに本人の同意なく情報提供できる名簿(名簿登載基準に該当する方が全て記載された名簿)

②平時に見守りなどで避難支援等関係者が利用する名簿(「災害が発生したときに本人の同意なく情報提供できる名簿」に記載された方のうち、名簿情報の提供に同意された方が記載された名簿)

## (案)

なお、平時に見守りなどで避難支援等関係者が利用する名簿は、名簿に登載された本人の同意が必要となります。そのため、皆様に、同封の「避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意確認書」により、平時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて、同意の確認をお願いします。

#### IV. 避難支援等関係者への名簿の提供

災害時に迅速な支援を行うため、「平時に見守りなどで避難支援等関係者が利用する名簿」を避難支援等関係者（地域で避難支援等を行う関係団体等）に提供します。なお、平時の名簿提供については、本人の同意が必要となりますので、名簿情報提供に係る同意についてご協力をお願いしています。

##### (1) 名簿の提供先

- ①民生委員・児童委員、②消防団、③箕面警察署、④社会福祉協議会（地区区福祉会を含む）、⑤地区防災委員会、⑥自治会又は自主防災組織（名簿の提供を申し出たものに限る）

##### (2) 名簿の活用場面

平時は、地域での防災訓練や見守り活動を行います。

##### (3) 個人情報の取り扱い

市及び避難支援等関係者において適切に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。

(案)

## V. 災害時の名簿の取扱い

災害時には、命を守ることを最優先とし、「災害が発生したときに本人の同意なく情報提供できる名簿」を避難支援に必要な限度で関係機関へ情報提供することがあります。

## VI. 最後に

名簿を作成していても災害の状況によっては、避難行動の支援等が必ず行われるものではありません。

大規模災害時、行政は可能な限り災害支援活動を行いますが、その活動には限界もあり、被害を最小限に抑えるためには、日頃から顔の見える関係づくりに努めるなど、ご自身出来ることは可能な限り行う自助とともに、地域の助け合いである共助が大きな力となります。

安心して暮らせる地域づくりにご協力いただきますようお願いいたします。